

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【公開番号】特開2014-24342(P2014-24342A)

【公開日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-007

【出願番号】特願2013-203635(P2013-203635)

【国際特許分類】

B 4 1 J 17/32 (2006.01)

B 4 1 J 3/36 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 17/32 A

B 4 1 J 3/36 T

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷ヘッドを有するテープ印刷装置に装着されて使用されるためのテープカートリッジであって、

印刷テープと、インクリボンと、プラテンと、

前記テープカートリッジが前記テープ印刷装置に着座装着されたときに、前記印刷ヘッドが臨む位置に設けたヘッド受容部と、を備え、

前記プラテンは前記テープカートリッジが前記テープ印刷装置に着座装着されたときに、前記印刷ヘッドによって前記印刷テープおよび前記インクリボンを介して当接されることになる被当接部を有し、

前記プラテンの前記被当接部は、前記ヘッド受容部のうち着座側の縁端から突出していることを特徴とするテープカートリッジ。

【請求項2】

前記プラテンの前記被当接部近傍にリボン送り経路が臨むように、前記インクリボンの送りをガイドするリボン送りガイド部を、さらに備えたことを特徴とする請求項1に記載のテープカートリッジ。

【請求項3】

前記リボン送りガイド部の一部は前記プラテンの前記被当接部近傍に臨むように配設されていることを特徴とする請求項2に記載のテープカートリッジ。

【請求項4】

前記リボン送りガイド部の一部はリボンピンであることを特徴とする請求項3に記載のテープカートリッジ。

【請求項5】

前記リボン送りガイド部の一部は前記インクリボンを前記プラテンの前記被当接部に導き、さらに他の前記リボン送りガイド部の一部が前記インクリボンをガイドして前記インクリボンが巻き取りコアに巻き取られることを特徴とする請求項3または4に記載のテープカートリッジ。

【請求項6】

前記リボン送りガイド部は、周壁ガイド部を含むこと特徴とする請求項 2 ないし 5 のいずれか一項に記載のテープカートリッジ。

【請求項 7】

前記テープカートリッジが前記テープ印刷装置に着座装着されたときに、前記印刷ヘッドを挿通させるための挿通開口、を具備すると共に前記印刷テープ、前記インクリボン、および前記プラテンを収容するカートリッジケースを備え、前記ヘッド受容部の縁端は前記印刷ヘッドを挿通させる挿通開口の縁端でもあることを特徴とする請求項 1 ないし 6 のいずれか一項に記載のテープカートリッジ。

【請求項 8】

前記カートリッジケースは、前記プラテンの前記被当接部が突出するように前記挿通開口の縁端の一部が切り欠かれた切欠き部を有することを特徴とする請求項 7 に記載のテープカートリッジ。

【請求項 9】

前記テープカートリッジが前記テープ印刷装置に着座装着されたときに、前記切欠き部が、前記テープ印刷装置のテープ装着部に設けられたガイド突起に対応する位置に配設されていることを特徴とする請求項 8 に記載のテープカートリッジ。

【請求項 10】

前記カートリッジケースは、前記着座側のケース壁を有し、前記ケース壁の厚みは、前記ガイド突起の高さに対応していることを特徴とする請求項 9 に記載のテープカートリッジ。

【請求項 11】

前記プラテンはプラテンローラーであり、前記カートリッジケースは、前記プラテンを回転自在に軸支する軸受け孔を有し、

前記軸受け孔のうち着座側のものは、前記挿通開口と連通していることを特徴とする請求項 7 に記載のテープカートリッジ。

【請求項 12】

前記カートリッジケースは、第 1 ケースと、第 2 ケースと、を有し、前記第 1 ケースと前記第 2 ケースとは、それぞれ前記軸受け孔を有することを特徴とする請求項 11 に記載のテープカートリッジ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明のテープカートリッジは、印刷ヘッドを有するテープ印刷装置に装着されて使用されるためのテープカートリッジであって、印刷テープと、インクリボンと、プラテンと、テープカートリッジがテープ印刷装置に着座装着されたときに、印刷ヘッドが臨む位置に設けたヘッド受容部と、を備え、プラテンはテープカートリッジがテープ印刷装置に着座装着されたときに、印刷ヘッドによって印刷テープおよびインクリボンを介して当接されることになる被当接部を有し、プラテンの被当接部は、ヘッド受容部の縁端のうち着座側の縁端から突出していることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この場合、プラテンの被当接部近傍にリボン送り経路が臨むように、インクリボンの送りをガイドするリボン送りガイド部を、さらに備えたことが好ましい。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

この場合、リボン送りガイド部の一部はプラテンの被接部近傍に臨むように配設されていることが好ましい。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

この場合、リボン送りガイド部の一部はリボンピンであることが好ましい。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0010】**

この場合、リボン送りガイド部の一部はインクリボンをプラテンの被接部に導き、さらに他のリボンガイド部の一部がインクリボンをガイドしてインクリボンが巻き取りコアに巻き取られることが好ましい。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

この場合、リボン送りガイド部は、周壁ガイド部を含むことが好ましい。

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0012**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0012】**

この場合、テープカートリッジがテープ印刷装置に着座装着されたときに、印刷ヘッドを挿通させるための挿通開口、を具備すると共に印刷テープ、インクリボン、およびプラテンを収容するカートリッジケースを備え、ヘッド受容部の縁端は印刷ヘッドを挿通させる挿通開口の縁端でもあることが好ましい。

【手続補正9】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0013**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0013】**

この場合、カートリッジケースは、プラテンの被接部が突出するように挿通開口の縁端の一部が切り欠かれた切欠き部を有することが好ましい。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

この場合、テープカートリッジがテープ印刷装置に着座装着されたときに、切欠き部が、テープ印刷装置のテープ装着部に設けられたガイド突起に対応する位置に配設されいることが好ましい。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

この場合、カートリッジケースは、着座側のケース壁を有し、ケース壁の厚みは、ガイド突起の高さに対応していることが好ましい。

この場合、プラテンはプラテンローラーであり、カートリッジケースは、プラテンを回転自在に軸支する軸受け孔を有し、軸受け孔のうち着座側のものは、挿通開口と連通していることが好ましい。

この場合、カートリッジケースは、第1ケースと、第2ケースと、を有し、第1ケースと第2ケースとは、それぞれ軸受け孔を有することが好ましい。